

令和 3年 2月 2日

報道各位

敦賀市総務部総務課

押印の見直しについて

みだしのことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 概要

申請・届出等の利便性向上を図るため、市民や事業所等から市に提出される申請書等の押印を廃止する。

2 押印見直しの判断基準

次のいずれかに該当するものを除き、押印を廃止する。

- ① 地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられている契約書
- ② 競争入札参加者に対して 登録印の押印を義務付けている入札及び契約の締結に係るもの
- ③ 国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの
- ④ 第三者へ提出し手続きを行う上で押印が求められているもの
- ⑤ その他、登録印又は登記印等の押印を求め、印鑑照合等を実施しているもの

3 実施時期

令和3年4月1日から実施。

4 法令等の改正

条例：令和3年第1回市議会定例会に関係条例改正案を提出

条例以外（規則、要綱等）：今年度内に改正

担当：総務部総務課行政係 赤澤、油野

電話 22-8101 (内線227)